

## 令和7年度 東海村奨学生（修学資金・入学準備金）募集要項

東海村では向学心旺盛でありながら経済的理由によって修学が困難な方に、奨学金を貸与しています。

令和7年度奨学生（修学資金・入学準備金）を募集します。

なお、修学資金・入学準備金の出願は併願可能となっております。

募集期間：令和6年12月10日（火）～令和7年1月24日（金）

<問い合わせ先>

東海村教育委員会 学校教育課 企画総務担当

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

電話 029-282-1711（代表）

FAX 029-282-7944

E-Mail [kyouiku@vill.tokai.ibaraki.jp](mailto:kyouiku@vill.tokai.ibaraki.jp)

## はじめに

東海村奨学金制度は住民の方からの寄付を基に昭和55年から始まりました。現在では、多くの寄付金や皆さんの先輩方が返還してきたお金が東海村奨学金制度を支えています。

皆さんが今後返還していくお金も、東海村奨学金制度の支えとなり、未来の後輩たちに受け継がれていきます。

奨学金は学生の方本人に貸与されます。このことを理解し、勉学に励み、有効に奨学金を活用してください。

## 1 出願資格

以下の要件をすべて満たしている方

- (1) 東海村に1年以上住所を有する方の子（養子を含む）
- (2) 経済的な理由によって修学困難な方（収入基準があります）  
※本要項7頁からの東海村奨学生選考基準を御覧ください。
- (3) 学業成績が優秀で向学心旺盛な方（成績基準があります）  
※本要項7頁からの東海村奨学生選考基準を御覧ください。
- (4) 学校教育法に規定する以下のアからエまでのいずれかの学校に入学を予定する方・在学する方（修学資金についてのみ在学中の方も対象）  
※ 志望校の受験・合格が未確定の方でもお申込みいただけます。

- ア 高等学校（入学準備金については私立のみ対象）  
（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）
- イ 高等専門学校
- ウ 専修学校（高等課程・専門課程）
- エ 大学（短期大学及び大学院を含む。）

## 2 募集人員，貸与額及び貸与時期

修学資金，入学準備金ともに，東海村奨学基金の運用の範囲内での貸与になります。募集人員は目安ですが，応募者が多数となった場合は，成績基準や収入基準を基にした順位付けを行い，選考を行います。

## 【修学資金】

学校の種別		貸与月額	募集人員	貸与時期
高等学校	国公立	25,000円	5名程度	令和7年4月から在学する学校の正規の修業期間（令和7年4月時点で1学年以外の学年の方は、残修業期間）において3ヶ月ごとに貸与。  （貸与月：6月・9月・12月・3月）
	私立	35,000円		
高等専門学校	第1～3学年	25,000円	15名程度	
	第4学年以上	40,000円		
専修学校	高等課程	35,000円	15名程度	
	専門課程	40,000円		
大学		40,000円		

## 【入学準備金】

以下の貸与額を限度とし、希望する金額を1万円単位で貸与します。

学校の種別		貸与額	募集人員	貸与時期
高等学校	国公立	—	若干名	令和7年3月（一括貸与、入学決定時期によっては遅れる場合があります）
	私立	300,000円以内		
高等専門学校		300,000円以内	10名程度	
専修学校	高等課程	300,000円以内		
	専門課程	500,000円以内		
大学	国公立	300,000円以内		
	私立	500,000円以内		

### 3 出願期間

令和6年12月10日（火）から令和7年1月24日（金）まで

※土・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

※受付時間は、午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分。

### 4 面接

出願時に出願者との面接を行います。事前に出願の日時を学校教育課企画総務担当（TEL 029-282-1711 内線1422）まで御連絡ください。

### 5 出願手続

出願者は、奨学生願書に必要事項を記入のうえ、本要項3・4頁「6出願書類」に記載する必要関係書類を添付して、学校教育課に出願者本人が持参し提出してください（郵送不可）。

## 6 出願書類

### 【修学資金出願者（全員必須）】

全員必須	<b>□【奨学生願書（修学資金）】 様式第1号（その1）</b>
	確認点（詳しくは10頁の記入例を御覧ください）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必ず出願者本人が記載してください。 但し、<u>連帯保証人記載箇所のみ</u>、<u>連帯保証人（5頁参照）</u>が記載してください。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与希望理由の欄には、必ず「①家庭事情や経済的な状況」、「②その学校に進学したい理由・将来の展望等」の両方を記入してください。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所は住民票上の住所を記載し、実際の居住場所が異なる場合には、括弧書きで実際に居住している住所を併記してください。</li> </ul>
<b>□【奨学生推薦調書（修学資金）】 様式第2号（その1）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の在学学校（既に卒業された方は出身校）に別紙「奨学生推薦調書の記入について」を提出し、作成してもらってください。</li> </ul>	

### 【入学準備金出願者（全員必須）】

全員必須	<b>□【奨学生願書】 様式第1号（その2）</b>
	確認点（詳しくは11頁の記入例を御覧ください）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必ず出願者本人が記載してください。 但し、<u>連帯保証人記載箇所のみ</u>、<u>連帯保証人（5頁参照）</u>が記載してください。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与希望理由の欄には、必ず「①家庭事情や経済的な状況」、「②その学校に進学したい理由・将来の展望等」の両方を記入してください。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所は住民票上の住所を記載し、実際の居住場所が異なる場合には、括弧書きで実際に居住している住所を併記してください。</li> </ul>
<b>□【奨学生推薦調書】 様式第2号（その2）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の在学学校（既に卒業された方は出身校）に別紙「奨学生推薦調書の記入について」を提出し、作成してもらってください。</li> </ul>	

※修学資金・入学準備金併願の方は、それぞれの奨学生願書・奨学生推薦調書を提出してください。

【修学資金出願者・入学準備金出願者共通（該当者のみ）】

高校生以上 必須	<input type="checkbox"/> 【在学証明書】（出願者本人分）  ・高校生以上の出願者は現在の在学校の証明書を提出してください。
入学校が確定 している方	<input type="checkbox"/> 入学校の合格通知  ・既に入学校が確定している方は入学校の合格通知書を提出してください。
入学校が 未確定の方	<input type="checkbox"/> 別紙1 入学予定校一覧  ・入学校が未確定の方は、必要事項を記入し、別紙1 入学予定校一覧を提出してください。一覧に記載のない学校に入学した場合、奨学金の貸与は認められません。

	条件	【必要な書類】
該当する方のみ提出 （特別控除※1 関係書類）	<input type="checkbox"/> 高校生以上の就学者がいる世帯 （出願者本人を除く）	【在学証明書または学生証の写し】
	<input type="checkbox"/> 障がい者のいる世帯	【障がい者手帳等の写し】
	<input type="checkbox"/> 長期療養者のいる世帯	【療養のために特別な支出をしている年間金額が確認できる書類】（領収書等の写し）
	<input type="checkbox"/> 主たる家計支持者※2が別居している世帯（単身赴任等）	【別居のため支出している住居費等の年間金額が確認できる書類】（領収書等の写し）
	<input type="checkbox"/> 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	【将来長期に渡って支出増・減になると分かる年間金額が確認できる書類】
	<input type="checkbox"/> 主たる家計支持者が、現在村外に住所を有する世帯	【主たる家計支持者が現在居住している市区町村の住民票】
	<input type="checkbox"/> 主たる家計支持者及び連帯保証人が、令和6年1月1日現在で村外に住所を有していた世帯	【居住していた市区町村の令和6年度所得証明書等】
	<input type="checkbox"/> 主たる家計支持者及び連帯保証人の収入が、令和5年と令和6年で著しく異なる世帯	【令和6年分の収入金額が確認できる書類】（給与支払証明書等）
	<input type="checkbox"/> 主たる家計支持者及び連帯保証人が、恩給、遺族年金、扶助料（生活保護費等）、障がい年金、傷病手当金等を受給している世帯	【令和5年分（年額）の証明書類】
<input type="checkbox"/> 出願者や連帯保証人と同住所に居住しており、住民票上、別世帯となっている者がいる世帯（住民票が別になっている同居の祖父母や、兄弟世帯など）	【同意書】（指定様式） （別になっている世帯の世帯主が記入してください）	

※1 総所得金額の計算に関わります。詳しくは要項8頁、9頁を御覧ください。

※2 本人の父母またはこれに代わって家計を支えている方。

※修学資金・入学準備金併願の方は上記の在学証明書・特別控除関係書類については1部提出してください。

## 7 連帯保証人

奨学金の貸与を受けようとする方は、連帯保証人（原則として村内に住所を有する方）を1名たてる必要があります。連帯保証人は、独立の生計を営む成年者（貸与を受けようとする方が未成年者の場合は、その方の法定代理人（親権者等）で、かつ、独立の生計を営む成年者）であり、連帯して修学資金の返還義務を負うことができる方となります。

※連帯保証人は、民法上「催告の抗弁権」「検索の抗弁権」は認められず、債務者（出願者）と同等の立場で債務を負うことになります。

## 8 奨学生の決定及び貸与までの流れ

- ① 東海村奨学生選考委員会の選考を経て奨学生を決定し、本人に通知します。本年度は3月上旬を予定しています。
- ② 誓約書、合格証明書（奨学金に係る学校に入学していない学生）等を提出していただきます。
- ③ 入学準備金奨学生の決定者には入学する日までに、学校の種別に応じた入学準備金を一括で貸与します。

※ 入学の決定時期や書類の提出状況次第で入学後の貸与となる場合がありますので、予め御承知ください。

- ④ 入学初年度の奨学生は在学証明書を4月末までに提出していただきます。
- ⑤ 修学資金奨学生の決定者には学校の種別に応じた修学資金を3ヶ月ごとに貸与します。（貸与月：6月・9月・12月・3月）

## 9 貸与後の届出

- ・ 入学初年度を除く奨学生は、毎年4月末日までに、前年度の学業成績表を提出していただきます。
- ・ 転学・休学・復学・退学した場合には届出が必要となりますので、学校教育課まで必ず御連絡ください。

## 10 奨学金の返還

- (1) 奨学金は、無利息で、奨学金に係る学校を卒業した日から1年を経過した日の属する月の翌月（例：3月31日卒業なら翌年の4月）から10年以内に、月払、半年賦又は年賦のいずれかにより、全額を返還していただきます（退学したとき、親権者等が村外へ転出したとき、その他貸与することが不相当と認められ貸与廃止となった場合は当該事実が発生した月の翌月から5年以内に全額返還となります）。全額又は一部の繰り上げ返還も可能です。

※貸与廃止については、本要項6頁「11 貸与の廃止」を御確認ください。

- (2) 返還猶予

進学、疾病その他特別の事由により返還が困難な場合は、必要な届出を行い、相当の期間の返還猶予を受けられる場合があります。

### (3) 返還免除

貸与を受けた者が、死亡又は心身障害のため労働能力を喪失した場合は、必要な届出を行い、返還未済額の全部又は一部の返還免除を受けられる場合があります。

## 1.1 貸与の廃止

奨学生が下記のいずれかに該当すると認められたときは、貸与期間中においても、奨学金の貸与が廃止となります。

- ・ 親権者等が村外へ転出したとき
- ・ 重い疾病などのため成業の見込みがないとき
- ・ 学業成績又は操行が不良となったとき
- ・ 入学しなかったとき
- ・ 退学したとき
- ・ 貸与を辞退したとき
- ・ 貸与を必要としない理由が生じたとき
- ・ その他、貸与することが不相当と認められるとき

※ 休学したときは一時的に貸与停止となりますが、復学し、希望する場合は貸与を受けることができます。

# 東海村奨学生選考基準

## 1 人物について

- (1) 学習活動その他生活の全般を通じて、態度・行動が生徒・学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。
- (2) 奨学金の返還について十分な責任感があると認められること。

## 2 学力について

- (1) 高等学校，高等専門学校，専修学校高等課程に入学を予定する方  
中学校における第2学年末，第3学年1学期及び2学期の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.2以上であること。
  - (2) 大学（短期大学を含む），専修学校専門課程に入学を予定する方  
高等学校における第2学年末，第3学年1学期及び2学期の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.0以上であること。
  - (3) 大学院に入学を予定する方  
大学における第3学年末，第4学年前期の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.0以上であること。
  - (4) 高等学校，高等専門学校，専修学校（高等課程・専門課程），大学（短期大学及び大学院を含む）の第1学年に在学する方【修学資金出願者のみ対象】  
出願時に在学する学校において，出願する年度の1学期及び2学期の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.0以上であること。
  - (5) 高等学校，高等専門学校，専修学校（高等課程・専門課程），大学（短期大学及び大学院を含む）の第2学年以上に在学する方【修学資金出願者のみ対象】  
出願時に在学する学校において，前年度の学年末，出願する年度の1学期及び2学期の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.0以上であること。
- (注1) 出身校を既に卒業している方は，その学校における最終2か年の学年末成績を用いること。
- (注2) 履修教科の評定は5・4・3・2・1の5段階法によることとし，5段階法によらない評定については，5段階に換算して評定すること。（大学等においては，優・良・可，A・B・Cをそれぞれ4・3・2とすること。）
- (注3) 2学期制の場合は，「1学期及び2学期」を「前期」と読み替えること。

### 3 家計について

出願者と生計を同一にする世帯の令和5年分の総所得金額が別表第1の収入基準額以下であること。

総所得金額とは、その世帯の金銭・物品などの1年間の総収入金額から必要経費を控除（給与所得にあっては別表第2により所得金額を算定）し、さらに別表第3の特別控除額を控除した残りの金額をいう。

別表第1 総所得金額基準表

世帯人員	基準額		備 考
	㊦ 高等学校 高専（1～3年） 専修学校高等課程	㊧ 高専（4年以上） 専修学校専門課程 大 学	
1 人	1 0 3 万円	1 3 9 万円	世帯人員が7人を越える場合は、1人増すごとに、㊦にあっては11万円、㊧にあっては12万円を、それぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する
2 人	1 6 5 万円	1 9 8 万円	
3 人	1 9 0 万円	2 1 2 万円	
4 人	2 0 6 万円	2 2 9 万円	
5 人	2 2 1 万円	2 3 9 万円	
6 人	2 3 4 万円	2 5 0 万円	
7 人	2 4 6 万円	2 6 2 万円	

別表第2 給与等所得の算定

俸給・給与・賃金・事業主報酬・役員報酬・歳費・賞与及び専従者給与（専従者控除も含む。）並びにこれらの性質を有する給与等（年金（恩給・老齢年金・遺族年金・障がい年金を含む）並びに扶助料・傷病手当金等を含む。）の収入金額（源泉徴収票等という支払金額）を基にして、次の計算式によって得た金額を所得金額とする。

区 分	計 算 式
収入金額が400万円までのもの	収入金額×0.8－214万円＝所得金額
収入金額が400万円を超え781万円までのもの	収入金額×0.7－174万円＝所得金額
収入金額が781万円を超えるもの	収入金額－408万円＝所得金額

- (注) 1 給与所得者が複数いる場合は、各人ごとに所得金額を算出する。  
 2 同一人で、2つ以上の収入があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算して所得金額を算出する。  
 3 収入金額及び所得金額は、万円未満を切り捨て適用する。

別表第3 特別控除額表

特 別 の 事 情		特 別 控 除 額			
1	母子・父子世帯であること。	99万円			
2	就学者のいる世帯であること。 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校		31万円	
		中学校		46万円	
				自宅通学	自宅外通学
		高等学校	国公立	39万円	69万円
			私立	88	118
		高等専門学校 (1～3年)	国公立	39	69
			私立	88	118
		高等専門学校 (4年～)	国公立	43	72
			私立	87	116
		専修学校 高等課程	国公立	39	69
			私立	88	118
		専修学校 専門課程	国公立	36	81
私立	102		147		
大 学	国公立	74	121		
	私立	133	180		
3	障がい者のいる世帯であること。	障がい者1人につき 99万円			
4	長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。			
5	主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため支出している年間金額。 ただし、71万円を限度とする。			
6	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材、あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になろうと認められる年間金額。			

(注) 特別控除については、各々の所得金額を算出し、合計したのち控除する。

4～6の金額は、万円未満を切り捨て適用する。

## 修学資金願書記入例

(連帯保証人記載部分を除き、奨学生本人が記載してください。)

様式第1号(その1)(第2条関係)

奨学生願書(修学資金)								
ふりがな氏名	とうかい たろう 東海 太郎	生年月日	平成〇年 〇月 〇日					
住所	東海村東海三丁目7番1号				住民票上の住所を記入。			
本籍	東海村東海三丁目	入学校が未確定の場合は「別紙1のとおり」と記入し、「入学予定校一覧」を提出。一覧に記載のない学校に入学した場合、奨学金の貸与は認められません。						
在学する(卒業した)学校名	〇〇高等学校					3月	卒業見込	卒業
入学を予定する学校名	〇〇大学(国立)					7年4月	入学予定	令和11年3月
家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業(学校)	奨学生本人を含む世帯の状況を書いてください。			
	東海 一郎	父	50	〇〇株式会社				
	東海 花子	母	50	〇〇銀行(パート)				
	東海 花江	姉	20	〇〇大学	自宅外通学			
	東海 太郎	本人	18	〇〇高等学校	自宅通学			
	東海 次郎	祖父	80	無職				
						就学者について、自宅通学か、自宅外通学かを記入。本人は入学後の状況を記入。		
貸与希望理由	(例) ①姉が県外の私立大学に在学中で一人暮らしをしている他、祖父が入院治療中であり、学費・生活費・医療費等の出費が大きく、現状では授業料の支払が困難です。 ②将来は教師を目指しており、そのためには〇〇大学へ進学し、教育について勉強したいと考えています。 上記2点から、修学資金の貸与を希望します							
	以上のとおり記載に相違はありません。 東海村奨学生として奨学金(修学資金)の貸与を受け、また、東海村奨学生としての出願に当たり、連帯保証人としてご記入いただき、納税状況及び住民票について、東海村教育委員会が調査することに同意します。							
	〇年 〇月 〇日	本人住所 東海村東海三丁目7番1号 ふりがな とうかい たろう 氏名 東海 太郎 連帯保証人住所 東海村東海三丁目7番1号 ふりがな とうかい いちろう 氏名 東海 一郎 本人との続柄 父 電話番号 029-282-1711						
	東海村教育委員会教育長 様							

備考 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、奨学金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、当該奨学金の貸与を受けようとする者の法定代理人で、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。

## 入学準備金願書記入例

(連帯保証人記載部分を除き、奨学生本人が記載してください。)

様式第1号(その2)(第2条関係)

奨学生願書(入学準備金)					
ふりがな氏名	とうかい たろう 東海 太郎	生年日	住民票上の住所を記入。○日		
住所	東海村東海三丁目7番1号				
本籍	東海村東海三丁目7番1号				
在学する(卒業した)学校名	〇〇高等学校	入学校が未確定の場合は、「別紙1のとおり」と記入し、「入学予定校一覧」を提出。 国公立・私立の両方の貸与希望額を記入してください。		3月	卒業見込・卒業
入学を予定する学校名	〇〇大学(国立)			7年4月	入学予定
入学準備金貸与希望額	国公立	金300,000円	私立	金400,000円	
家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業(学校名)	通学状況
	東海 一郎	父	50	〇〇株式会社	
	東海 花子	母	50	〇〇銀行(パート)	
	東海 花江	姉	20	〇〇大学	自宅外通学
	東海 太郎	本人	18	〇〇高等学校	自宅通学
	東海 次郎	祖父	80	無職	
奨学生本人を含む世帯の状況を書いてください。	就学者について、自宅通学か、自宅外通学かを記入。 本人は入学後の状況を記入。				
貸与希望理由	①姉が県外の私立大学に在学中で一人暮らしをしている他、祖父が入院治療中であり、学費・生活費・医療費等の出費が大きく、現状では入学金の支払が困難です。 ②将来は教師を目指しており、そのためには〇〇大学へ進学し、教育について勉強したいと考えています。 上記2点から、入学準備金の貸与を希望します。				
以上のとおり記載に相違はありません。 東海村奨学生として奨学金(入学準備金)の貸与を受けたい また、東海村奨学生としての出願に当たり、連帯保証人及 額、納税状況及び住民票について、東海村教育委員会が調査することに同意します。					
○年 ○月 ○日					
本人住所 東海村東海三丁目7番1号 ふりがな とうかい たろう 氏名 東海 太郎 連帯保証人住所 東海村東海三丁目7番1号 ふりがな とうかい いちろう 氏名 東海 一郎 本人との続柄 父 電話番号 029-282-1711					
東海村教育委員会教育長 様					

備考 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、奨学金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、当該奨学金の貸与を受けようとする者の法定代理人で、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。

様式第1号(その1)(第2条関係)

奨学生願書(修学資金)					
ふりがな氏		生年月日	年 月 日		
住所					
本籍					
在学する(卒業した)学校名	年 月 卒業見込・卒業				
入学を予定する学校名	年 月 入学予定 年 月 卒業予定				
	氏名	続柄	年齢	職業(学校名)	備考
家族の状況					
貸与希望理由					
<p>以上のおり記載に相違はありません。</p> <p>東海村奨学生として奨学金(修学資金)の貸与を受けたいので、承認願います。</p> <p>また、東海村奨学生としての出願に当たり、連帯保証人及び出願者と生計を共にする者の収入金額、納税状況及び住民票について、東海村教育委員会が調査することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">本人住所 ふりがな氏名 連帯保証人住所 ふりがな氏名 本人との続柄 電話番号</p> <p>東海村教育委員会教育長 様</p>					

備考 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、奨学金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、当該奨学金の貸与を受けようとする者の法定代理人で、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。

様式第1号(その2)(第2条関係)

奨学生願書(入学準備金)					
ふりがな氏名		生年月日	年 月 日		
住所					
本籍					
在学する(卒業した)学校名	年 月 卒業見込・卒業				
入学を予定する学校名	年 月 入学予定				
	年 月 卒業予定				
入学準備金貸与希望額	国公立	金 円	私立	金 円	
家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業(学校名)	備考
貸与希望理由					
<p>以上のおとり記載に相違はありません。</p> <p>東海村奨学生として奨学金(入学準備金)の貸与を受けたいので、承認願います。</p> <p>また、東海村奨学生としての出願に当たり、連帯保証人及び出願者と生計を共にする者の収入金額、納税状況及び住民票について、東海村教育委員会が調査することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">本人住所 ふりがな氏名 連帯保証人住所 ふりがな氏名 本人との続柄 電話番号</p> <p>東海村教育委員会教育長 様</p>					
<p>備考 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、奨学金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、当該奨学金の貸与を受けようとする者の法定代理人で、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。</p>					

# 同意書

出願者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連帯保証人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

私は、上記の者の奨学生出願にあたり、世帯員の収入金額、納税状況及び住民票について、東海村教育委員会が調査することに同意します。

なお、記載された事項に関しては、虚偽がないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

同意者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日

連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

※本書は、同意するご本人が自書してください。

※同意書の偽造は、私文書偽造罪にあたり、刑事罰の対象となります。

(刑法159条, 161条)

## 入学予定校一覧

入学校が未確定の方は、全ての入学予定校を第一志望校から順に記載し、自宅通学・自宅外通学及び国公立・私立どちらかに丸を付けてください。

入学予定校一覧に記載のない学校に入学した場合、奨学金の貸与は認められません。

	入学を予定する学校名	自宅通学・自宅外通学	国公立・私立
1		自宅通学・自宅外通学	国公立・私立
2		自宅通学・自宅外通学	国公立・私立
3		自宅通学・自宅外通学	国公立・私立
4		自宅通学・自宅外通学	国公立・私立
5		自宅通学・自宅外通学	国公立・私立
6		自宅通学・自宅外通学	国公立・私立
7		自宅通学・自宅外通学	国公立・私立
8		自宅通学・自宅外通学	国公立・私立
9		自宅通学・自宅外通学	国公立・私立
10		自宅通学・自宅外通学	国公立・私立